

## 鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市内の義務教育段階にある児童生徒が、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者（以下「保護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表第1項に定める事業について、別表第2項に定める者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3項に定める補助対象経費の額に同表第4項に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。同表第5項に掲げる額を限度とする。）以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで又は1月から3月までの区分毎に、それぞれ別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、該当交付決定日になされたものとみなす。

3 前項の手続は、鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して行う。

(1) 親権者の当該年度（フリースクール又は教育支援センターに通所した日の属する年度。当該通所した日が4月から6月までにあつては、前年度をいう。以下同じ。）の所得課税証明書の写し

(2) 対象経費の支払い状況が確認できる書類

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

### (着手届及び実績報告書の提出)

第6条 本補助金の交付に関しては、規則第10条第1項第3号の規定により同項に定める着手届の提出を、規則第12条ただし書の規定により同条に定める補助事業等実績報告書の提出をそれぞれ要しないものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、鳥取市教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	義務教育段階にある児童生徒のフリースクール又は教育支援センターへの通所
2 補助対象者	<p>フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 当該年度の親権者の県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が、257,500円未満であること。</p> <p>(2) 児童生徒及び親権者が鳥取市に住所を有すること。</p> <p>(3) その他対象経費の補助を別に受けていない者</p>
3 補助対象経費	<p>義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費</p> <p>(1) 通所費</p> <p>(2) 通所に係る交通費</p> <p>(3) 実習費等</p>
4 補助率	10 / 10
5 上限額	<p>【通所費（毎月支払う定額分）】 児童生徒1人あたり 月額 13,200円</p> <p>【交通費・実習費】 小学生1人あたり 月額 3,000円</p> <p>中学生1人あたり 月額 6,000円</p>